

認定医・指導医の更新について

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会
認定資格取得者 各位

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会
理事長 今井 裕
専門・認定委員会委員長 大木 秀郎

国が進める歯科医療の専門性についての協議を鑑み、日本有病者歯科医療学会では専門医制度のあり方を検討し、「専門医」が有病者歯科医療を担う中心と考え、その育成に力を入れるべく論議してまいりました。

しかし、認定医から専門医への移行について混乱されている会員がおられるので、再度確認したいと思います。

今回の特例処置は「認定医」から「専門医」への移行については「専門医」の更新に必要な要項ではなく、「認定医」の更新に必要な要項を満たすことで「認定医」から「専門医」へ更新されるものである。^{*}したがって、継続申請に必要な単位は『**50単位**』となる。

また、その50単位の中には第11条の(1)、(2)が含まれていなければならないが、(3)、(4)も必要になる。(4)のBLSについては講習会の機関(AHAなど)は問わない。

指導医の更新要件の(4)については、専門・認定委員会が指導医として「適確であると認めた有識者」をさし、理事会に推薦し、理事会で承認される必要がある。

※今回の特例処置は「認定医」から「専門医」への移行に関わる資格変更・更新である。すなわち「認定医」の更新に必要な要件を満たすことで「認定医」から「専門医」へ資格変更・更新されるものであり「専門医」の更新に必要な処置ではない。

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会事務局
〒115-0055 東京都北区赤羽西 6-31-5 ㈱学術社内
TEL : 03-5924-3621 FAX : 03-5924-4388
E-mail : yubyousha@jmmcp.jp